

秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第41号

秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市単純労務会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「1日」の次に「の勤務時間の全部もしくは一部」を加える。

(1) 秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成12年秋田市規則第19号）第1条

(2) 秋田市単純労務会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第22号）第1条

（秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部改正）

第2条 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。